

巻き上げ機を使用する事業者の皆様へ

佐渡労働基準監督署

巻き上げ機とは？

【巻き上げ機（ウインチ）の概要】

巻き上げ機とは、動力により駆動される巻き上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻き上げ機でゴンドラに係るものを除く。）です。

主に建設業・林業・漁業において使用されていて、物の上げ下げや運搬などを行う機械のことで、巻き上げ機は別名ウインチとも呼ばれます。

運転や操作に必要な免許・資格

【免許・資格区分の概要】

巻き上げ機を作業現場にて操作する場合は「**動力巻き上げ機の運転業務**」の**特別教育**（労働安全衛生規則第36条11号）を受ける必要があります。

巻き上げ機には、免許や運転技能講習といった上位の資格がなく、特別教育を修了すれば、すべての巻き上げ機の操作が行えますが、重量の規定に下限がないため小さな巻き上げ機を扱う場合でも必ず当該特別教育を受ける必要があります。

受験・受講資格

【巻き上げ機運転者】

満18歳以上の者が受講できます。

事業場に雇用され、巻き上げ機を操作する者は、当該特別教育を受ける必要があります。

講習の内容

【巻き上げ機運転者（特別教育）】

特別教育は各事業場（企業等）で行っていただくことが基本ですが、都道府県労働局長登録教習機関などでも行われています。なお、安全衛生特別教育規程で規定された**履修時間は10時間以上**とされています。

●学科講習科目（6時間）

1. 巻き上げ機に関する知識（3時間）
2. 巻き上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識（2時間）
3. 関係法令（1時間）

●実技講習科目（4時間）

1. 巻き上げ機の運転（3時間）
2. 荷掛け及び合図（1時間）

※ 平成27年8月4～5日におきまして、下記の登録講習機関が開催いたしますので、直接お問い合わせ・申し込みを行ってください。

新潟県労働基準協会連合会 佐渡支部

〒952-1323 佐渡市鍛冶町2-1 建設センター内

電話（0259）52-5745